

# 潮流

## 構造改革特区を成功させる条件

90年代以降の日本経済は、バブル崩壊やグローバル化の進展による競争激化などから、総じて低迷を続け、特に90年代後半以降は、中国との競合や公共事業削減の影響の大きい地方経済の落ち込みが目立った。

財政赤字の累積や不良債権問題等で従来型の財政金融政策が手詰まり状態にあるため、政府の政策は規制緩和や民営化などの構造対策が中心になっているが、規制緩和は競争促進を通じて新技術や新規産業の振興につながる反面、勝ち組と負け組をはっきりさせ弱者に退出を迫るという側面もあり、全国一律的な実施が難しい面がある。このため、特定の地域に限り地域の実情に応じて規制緩和を進める構造改革特区を設置する政策が打ち出され、現在法案提出準備が進められている。

政府（構造改革特区推進本部）が公表している「構造改革特区推進のための基本方針」によれば、構造改革特区は、地方公共団体や地域の民間業者などの自発的立案に基づいて地域の特性に応じて規制の特例を認めるもので、特区において可能な規制の特例は、幅広く明示されたものの中から地域がその実情に応じて選択可能なものとする。従来型の財政措置は行わず、特区設置によって生じる弊害の防止については原則として地方公共団体が主体的に対応する。また、特区の決定等は内閣が一元的に行い、特区で実施された規制の特例措置は一定期間後に評価され、結果に対し政府は必要な措置をとることとされている。地域の自発的立案や自己責任に重きをおくもので、分権化の流れに沿った政策といえよう。

これまでに地方公共団体等から構造改革特区として提案されたものは426件（本年9月5日現在）あり、物流に関する規制緩和による国際物流関連特区（北海道苫小牧市など）、医療関連の規制緩和による先端医療産業特区（神戸市ポートアイランド地域）、外国人研究者召致や株式会社設立等に関する規制緩和による産業活力創生特区（東京都墨田区など）、農業関連の規制緩和による農村再生特区（北海道全域）などさまざまなものがある。もちろん、法案化の過程ですべてが認められるわけではなく、たとえば、病院や学校経営への株式会社参入は見送られた。

こうした特区による手法の成功例としては、中国の経済特区が有名である。中国の経済特区は、税制上の優遇措置等を設けて外資を導入し、中国の安い労働力による生産物を海外に輸出することを目指していた。中国にとっては雇用や所得の増加に加えて、外国企業の生産技術や経営管理技術を吸収するメリットがあった。また、特区における生産物が主として輸出に向けられることで、国内企業との競合が回避された。

日本の構造改革特区においては、税制上の優遇措置等はなく規制緩和が中心であるため、外国企業の誘致はあまり期待できないものとみられ、ベンチャー企業などの国内企業が主体となろう。特区が地域経済の再生に役立つには、特区で展開される産業が先導役となり、特区以外の地域の経済を牽引していくものである必要がある。規制緩和によって特区の企業や産業は隆盛しても、その分周辺地域の需要が失われ、その他地域の衰退を招くものであってはならない。そのためには、特区の経済活動が新技術や新製品の創造など波及効果の大きいものであること、周辺地域の企業や産業との競合が少ないものであることなどが必要であろう。

（主席研究員 鈴木博）